

新型コロナウイルス感染症対策にともなう

届出書等の郵送での対応について

令和2年4月13日(月)より、新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言にともない、当面の間下記の届出書等の提出については、郵送においても対応いたします。

なお、下記に関する事前の相談等についても、メールや電話での対応が可能です。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

【郵送対応を行う届出書等】

- 1:地区計画の届出
- 2:流山市景観計画区域内行為等事前協議書の提出
- 3:景観法の届出
- 4:行為の完了届の届出

<問い合わせ先>

流山市 まちづくり推進部 都市計画課

Tel :04-7150-6087

Mail:toshikei@city.nagareyama.chiba.jp